

〔判例評釈〕

土地工作物責任を保険事故とする責任保険と地震免責条項

— 東京高裁平成24年3月19日判決 —

窪 幸治*

要 旨 本件は、東日本大震災発生時のマンション内の水漏れ事故につき、居住者が区分所有者の加入する個人財産総合保険に付された個人賠償責任総合補償特約に基づき保険金支払を求めたところ、保険会社が地震免責条項の適用を主張したという事案である。

第1審(東京地判 H23・10・20)は、他の免責条項との均衡等から、同条項にいう「地震」を通常予見しえない「巨大かつ異常な地震」に限定し、保険会社の免責を認めなかった。

本判決(東京高判 H24・3・19)は「地震」につき、①文理解釈、②地震保険法との均衡、③他の免責事由との関係、④保険実務への考慮等から「自然現象としての地震と相当因果関係のある損害はすべて地震免責条項の対象となるのが相当」と判示した。客観的解釈を強く要請される約款解釈からすれば、当該判示は正当である。

しかし、本件は、通常の耐震性を欠くこと(「瑕疵」)を責任原因とする、保険事故たる土地工作物責任発生及び、地震免責条項適用に係る相当因果関係の検討が不十分な点で問題がある。確かに、当事者は因果関係を争っていないが、地震と瑕疵の原因競合及び割合的な処理の可能性を検討すべき事案であったといえよう。

キーワード 住宅総合保険、地震免責条項、約款解釈、土地工作物責任、相当因果関係

(事案の概要)

本件は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下、東日本大震災という)で震度5強を観測した、東京都杉並区のマンションの一室の専有部分に設置されていた電気温水器から室内への配水管に亀裂が生じ、そこから水漏れを起こし、下階の一室が水浸しになる事故(以下、本件事故という)が発生した。

これにより、下階の居住者Y₁(被控訴人、原告。Y₂の娘の夫)一家3人が、同室の区分所有者であるY₂(被控訴人、原告)及びその妻C(一審原告)の居宅へと避難を余儀なくされたとして、上階の区分所有者であるZ(控訴審でYら補助参加人、一審被告)及び、Zと建物を目的とするホームオーナーズ保険(個人財産総合保険)契約(個人賠償責任総合補償特約が付されている。以下、本件保

険契約という)を締結していた損害保険会社X(控訴人、被告)を相手方として、Yら(Y₁、Y₂、C)が、本件事故によりY₁につき10万円(慰謝料)、Y₂につき126万7422円(電灯改修及び内装リフォーム工事代金119万2422円、慰謝料7万5000円)、Cにつき5万円(慰謝料)(いずれも慰謝料は一部請求)の損害を被ったとして、Zに対し、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があったと主張して、民法717条1項に基づき、上記各損害金及びこれに対する不法行為の後である平成23年4月21日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、Xに対し、Zの損害賠償責任につきXは本件保険契約に基づき保険金の支払義務を負うと主張して、上記各損害金相当の保険金を支払うことを求めて提訴したところ、保険会社は契約の地震免責条項を理由に、責任を負わ

* 岩手県立大学総合政策学部 〒020-0693 岩手県滝沢市菓子152-52

ないと主張した。

第一審（東京地判 H23・10・20 金商 1392・45）は、Z に対する請求につき、Z による土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があり、Z は民法 717 条 1 項に基づく損害賠償義務を負い、本件事故により Y₁ は慰謝料 10 万円、Y₂ は工事代金 104 万 9222 円の損害を被ったと認められるが、C の損害は認められない旨判断して、Y らの請求を上記各損害金及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、Y₂ のその余の請求及び C の請求をいずれも棄却し、X に対する請求につき、本件事故による損害については、本件保険約款の地震免責条項の「地震」を他の免責事由である戦争、噴火、津波、放射能汚染との均衡（地震は頻発することも踏まえたもの）から、「通常の想定を超える巨大かつ異常な自然ないし社会の事象によって、広範囲において同時多発的に大規模な災害が生ずる事態」に限定し、震度 5 強はそれに当たらないとして適用しない旨判断して、Z の支払義務が確定したときに保険金を支払うべきとする限度で認容し、Y らのその余の請求及び C の請求をいずれも棄却した。

これに対し、X が Y らの X に対する請求を認容した部分を不服として、控訴をした。（Y らの Z に対する請求並びに C の Z 及び X に対する請求については、控訴がされていない。）

（判決要旨）原判決取消し、請求棄却

〈※直接請求の可否について取り上げないので、地震免責条項の意義に関する部分のみ摘示する。〉

まず文理解釈につき、「本件保険契約の個人賠償責任総合補償特約の約款…は、X が保険金を支払わない場合につき、『地震もしくは噴火またはこれらによる津波』と規定しており、免責の対象となる地震の意義ないし範囲等につき何ら限定を付していない。」「また、地震は、我が国を含む地球上で頻繁に起こる自然現象（地殻又はマントル内に自然に起こる急激な変動及びこれによって生ずる地殻の弾性波により地面が動揺する現象。広辞苑〔第 6 版〕参照）であり、社会通念上『地

震』の語の意義は明確であって、保険事故の原因となった現象が地震であるかどうかにつき紛れが生じることはなく、「約款の文言上、『地震』の語をその強度、規模等によって限定的に解釈することはできず、地震と相当因果関係のある損害であれば地震免責条項の対象になると解するのが相当である。」Y らによる、作成者不利の原則に則った解釈すべきとの主張に対しては、本件では「文言の意義が明確」として妥当しないとした。

次いで、限定解釈の適否につき、地震保険に関する法律が制定されていることをもって、同法と本件「地震免責条項の対象となる地震の範囲は同一に解するのが相当というべきところ、同法に地震の定義規定はないが、単なる地震と大規模な地震を区別していること（同法 4 条の 2）、同法が被災者の生活安定への寄与を目的とすること（同法 1 条）からすると、強さや規模等のいかんにかかわらず、社会通念上『地震』と認識される現象は広く同法の対象になるとみるのが相当である。したがって、地震免責条項にいう地震についても、これと同様に解すべき」とし、なお書きで「地震保険の対象になるのは居住用の建物等に生じた損害に限られるので（同法 2 条 2 項 1 号）、本件のように他人に対する損害賠償責任を負担することにより被った損害を目的とする責任保険においては、地震免責条項により保険金が支払われない場合に備えて地震保険を付することはできないことになる。しかし、地震保険の対象とならない場合につき地震免責条項を限定的に解釈し、小規模な地震による損害には保険金を支払うこととしたのでは、一定の要件を満たす場合に地震保険による保険金を支払うものとして被災者の保護を図った同法の趣旨に反すると考えられる。したがって、本件が責任保険であることは地震免責条項の解釈に影響しない」ことを付け加えている。

他方で、原判決が「地震免責条項にいう地震が巨大かつ異常なものに限られると解釈すべきことの根拠として、本件保険契約の約款…が戦争、津波、噴火、放射能汚染等と並んで地震を免責事由と定めていることを挙げている。しかし、上記約

款の3条は、3号において『地震もしくは噴火またはこれらによる津波』と規定する一方、1号において保険契約者等の故意、2号において戦争、外国の武力行使、革命等、4号において核燃料物質の放射性に起因する事故等をそれぞれ免責事由と定めており、各号は独立したものとみられるから、戦争や放射能汚染等との対比から地震の意義を限定することは相当でない。しかも、戦争、津波、噴火、放射能汚染等についても、その規模や被害の及ぶ地理的範囲等とは無関係に、これらによる損害であれば保険金は支払われないとされている。したがって、地震がこれらと並んで免責事由として規定されていることは、限定解釈の根拠にならないと考えられる」と排斥している。

さらに実質的な理由として、「原判決のように事故発生地点での個別具体的な揺れの程度や建物の耐震性等を考慮して地震免責条項の適用の有無を判断するとしたのでは、保険金請求時にこれらの点について事実認定をめぐる争いが多発すると予想される上、保険契約の加入時にも建物の耐震性等についての審査が求められることになり、保険実務上の混乱を招くことになりかねない。また、原審のように考えるとすると、巨大地震により損害を受けた者が同一の保険に加入していた場合に、震源地に近く被害が大きい地域では保険金の支払を受けられないのに対し、震源地から遠く被害が小さい地域ではその支払を受けられることになり得るが、このような結論は保険契約者間の公平を欠くものと解される。」

「したがって、地震免責条項にいう地震はその強度、規模等によって限定されるものではなく、自然現象としての地震と相当因果関係のある損害はすべて地震免責条項の対象になると解するのが相当である。」

その上で、本件における損害と地震との相当因果関係につき「本件事故が、東北地方太平洋沖地震の発生直後に、Zが所有する603号室に設置されていた電気温水器の配水管に亀裂が生じたことにより発生したものであること、本件マンションが所在する東京都杉並区内の観測点における上記

地震の震度が5強又は5弱であったこと」を前提に、「配水管に経年劣化が生じており、このことが亀裂発生の一因となったということができるとしても、上記地震の揺れがきっかけとなって亀裂が生じたこと自体は当事者間に争いはない。したがって、本件事故につきZが損害賠償責任を負担するという形で損害を被ったとしても、この損害は上記地震と相当因果関係があると認められるから、地震免責条項が適用され、Xは保険金支払義務を負わないと判断するのが相当であり、「これに対し、Zは、本件事故の原因は配水管の劣化であり、地震がなくてもいずれ漏水が発生する可能性が十分にあったから、契約当事者の意思からしても地震免責条項の趣旨からしても免責は認められない旨主張するが、本件の関係証拠上、配水管の劣化の程度、亀裂が生じた機序等は不明であり、地震がなくても亀裂が生じたとみることは困難である。したがって、Zの上記主張を採用することはできない。」

「以上によれば、本件の保険金請求については地震免責条項が適用され、Xが保険金支払義務を負うことはないから、YらのXに対する請求は、ZのYらに対する損害賠償責任の有無及びYらの損害について判断するまでもなく、理由がない」とした。

〈評釈〉 本判決の判旨には賛成するが、結論を導くうえで必要なその他の論点の検討を欠く点で、疑問がある。

一 問題の所在

(1) 個人財産総合保険

1959年の伊勢湾台風の被害を契機に、61年に開発された家計住宅総合保険¹⁾の一種が、本件個人財産総合保険である。従前、住宅及び家財については火災保険をつけられてきたが、その補償を火災以外に広げ、落雷、爆発・破裂、水害、雹災などの危険もカバーする、まさしく総合的に住宅に生じうるリスクを分散させるための保険である。そして同保険は、さらに特約により、保険契

約者のニーズに応じた各種補償内容をつけることが可能である。

本件に付された個人賠償責任総合補償特約はその一つである。同特約は、個人財産総合保険に付され、本件マンションの「所有、使用又は管理に起因する偶然な事故により他人の身体の障害（傷害、疾病、後遺症又は死亡をいう。）又は財物の滅失、毀損若しくは汚損に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき」に保険金を支払うとする責任保険である。そして、保険事故に土地工作物責任を負担する場合を含んでいる。

また責任保険は、被保険者が第三者に対して負担する法的責任をカバーするものであり、保険事故にはいくつかのタイプがある。責任を負担することをもって保険事故とする責任負担方式、被害者からの請求をもって保険事故とする請求事故方式、責任原因事故を発見したことをもって保険事故とする発見方式などがある。それぞれ争訟費用の負担、不正防止等の観点からメリットデメリットがあり、一般的には責任負担方式が選ばれるが、各保険内容に応じて選択される²⁾。

なお、本件特約は、「法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った」とされ、責任負担方式である。

(2) 地震免責条項

保険契約で、包括的に責任を定める場合³⁾、保険事故が発生しても保険給付義務を免れる事由を設定する必要が認められる。法は損害保険につき、「故意または重大な過失」（生命保険については「故意」のみ）、「戦争その他の変乱」を免責事由として、それらの事由「によって生じた損害をてん補する責任を負わない」と定めている（保険法17・51・80条、旧商法641条）。後者につき、ここにいう変乱とは人為的なものと考えられ、自然災害は含まれないとされる。そこで保険者は、各約款で各保険内容に応じて免責事由を定める。

火災保険の約款には通常、地震免責条項（地震約款）が置かれる⁴⁾。地震災害の多い日本におい

て、そのリスクを分散する必要性は大きいといえるが、地震は損害が巨大なものとなり、保険会社の担保能力を超える虞があること、発生確率が長期間でしか予測できず、年平均損害額と最大損害額の差が大きすぎ、大数の法則が通用しないこと、異常な危険を考慮して保険料を割高に設定することが契約者の合理的意思に反するであろうこと、地域間また期間で地震の頻度に差があり逆選択が生じるなど、純粹に保険技術をもってすることは困難を伴うことが理由である⁵⁾。

また、地震免責条項の有効性については関東大震災を契機に無効論が提示され⁶⁾、公序良俗違反を理由にその有効性が争われたが⁷⁾、大審院（T15・6・12民集5・495）は保険技術上の合理性を認めて有効とした。商法旧665条（危険普遍の原則）は、公益に関係するものではなく、任意規定であって、契約自由に任せられるべきものと考えられている⁸⁾。その後も阪神大震災、奥尻沖地震を契機として裁判例があるが、同様に有効⁹⁾とし、むしろ地震保険についての説明義務違反を争われていた。

他方、地震への備えに対するニーズは大きく、昭和39年6月に発生した新潟地震を契機として地震保険の議論が生じ、「地震保険に関する法律」（S41年5月18日法律第73号）により政策的に創設され¹⁰⁾、その後も若干の改定がなされた。火災保険にのみ付帯でき、居住用建物および生活用動産のみを目的物としているため、本件のような責任保険は対象となっていない。

(3) 問題点

本件訴訟は、東日本大震災時に震度5強を観測した地域に所在するマンションの1室の専有部分に設置されていた電気温水器が水漏れを起こし、区分所有者Z（補助参加人）が下階の住人Yら（原告、被控訴人）に対して損害賠償責任を負担するに至ったため、Zが保険会社X（被告、控訴人）と契約していた個人財産総合保険の個人賠償責任補償特約に基づき、保険金請求をしたところ、同契約の地震免責条項に基づきXが支払いを拒否

したため、Yがその支払いを求めて提起した。これに対し、第一審（東京地判H23・10・20）は、土地工作物責任及び保険金支払を認め、後者に関し、他の免責条項（戦乱、噴火、津波、放射能汚染）との均衡などから、地震免責条項における「地震」を通常予見しえない「巨大かつ異常な地震」に限定した。そのためX社が控訴したというものである。

仮に原判決のように、本件個人賠償責任補償特約の免責条項にいう「地震」の意義を解することは、同じ文言を用いる損害保険部分に適用される普通約款中の地震免責条項¹¹⁾、さらには同じ規定を置く他社商品についても、事実上影響が及ぶ可能性があった。この点で、東京高裁がどのように判断するかで保険・裁判実務に少なからぬ影響を有するものであり、若干の注目を要する裁判例である¹²⁾。

二 地震免責条項における「地震」の意義

本判決は、原審が採った、個人賠償責任総合補償特約に付された地震免責条項における「地震」を「巨大かつ異常な地震」とする限定解釈を否定するため、「地震」につき①文理解釈、②地震保険法との均衡、③他の免責事由との関係を検討し、免責条項全体の適用について、実質的理由として④保険実務への考慮を挙げて、特に限定されないことを導き、「自然現象としての地震と相当因果関係のある損害はすべて地震免責条項の対象となるのが相当」との判示を行った。各理由につき、検討しよう。

①文理解釈 一般に、約款の解釈は多数契約の画一的処理の必要から、客観的解釈をなすべし、と考えられており¹³⁾、特に保険約款については、保険加入者によりリスクに応じた共同備蓄を形成する保険の仕組みとの関係で、加入者間の公平性が重視されるため、その要請が大きいとされる。

したがって、本件免責条項の解釈に当たっては、一般通常人、還元すれば平均的顧客の理解を基準に判断することになり、確かに「地震」につき、文言そのものは辞書にいう地震を離れて解釈しようとするのはかなり困難であると思われる¹⁴⁾。

他方、従来火災保険の場合に、局地的な地震で比較的小規模な地震につき、地震免責条項を無効¹⁵⁾ または「地震」の意義を限定的に解釈する考えはあったが、裁判例¹⁶⁾ は認めてこなかった。

思うに、地震免責条項の適用にあたっては因果関係の充足が必要であり、一定程度の地震に関する免責条項の不適用については、因果関係判断に委ねれば足りると思われる。

②地震保険法との均衡 地震免責条項の肯定を前提として制定された経緯から考えると、地震保険法の「地震」の同義に解することは理由がある。そして同法4条の2は、大規模地震対策特別措置法9条1項により警戒宣言が発令されたときの措置を定めており、地震の文言自体には限定がされていないと考えるべきであろう¹⁷⁾。

他方で、Xの「小規模の地震であっても損害が多数発生し、合計した損害額が大きくなるのは特段珍しくないこと、地域的な頻度の差が大きいため危険度の高い者の保険加入が多くなることから、その性質上、加入者間で危険の分散を図ることができない」、「小規模な地震による損害には保険金を支払うこととしたのでは、一定の要件を満たす場合に地震保険による保険金を支払うものとして被災者の保護を図った同法の趣旨に反する」との主張を肯認するのは難しい¹⁸⁾。

というのは地震と現実損害との因果関係が即、法的責任発生を導くのであれば、火災保険で免責を前提とする損害を、責任保険を介して保険会社が負担する事態となり、地震保険法の趣旨にそぐわないと言えるかもしれない。しかしながら、責任要件たる過失や本件のような瑕疵が、地震という自然力と優劣関係にある場合、あるいは競合する場合には、実体的な責任発生の段階で地震影響が考慮され、地震保険の趣旨を及ぼさないといけない保険事故が大量に生ずるとも考えられない。

さすがに建物更生共済を否定するわけではないと思うが、本件で問題となっている責任保険は地震保険法の対象範囲に入っていない（責任保険には付帯できない）こと¹⁹⁾ を直視すべきではないか。

③他の免責条項との関係 戦争・内乱、津波、核燃料物質事故等、他の免責事由間でも想定される被害規模に大小があり、またそれぞれの事由の間でも場合に依じて大小の被害がありうるように、大規模損害をもたらすものに限定するということはできず、限定解釈を導くことはできない²⁰⁾。

もっとも、並んで規定される他の戦争変乱といった免責事由とは別個独立のものであり、均衡を考えなくてよいとするが、むしろその共通性(たとえば、社会的混乱による損害拡大防止の可能性)を考えることはあってよく²¹⁾、帰責レベルでの因果関係の相当性判断に反映されてよかったのではないか²²⁾、という疑問はないわけではない。

④保険実務への考慮 実質的理由として「個別具体的な揺れの程度や建物の耐震性等を考慮して地震免責条項の適用の有無を判断するとしたのでは、保険金請求時に…事実認定をめぐる争いが多発する」と言うが、損害保険に当てはまりこそすれ、責任保険には当てはまらない。もとより、責任の負担についての紛争発生は想定されていると言えるからである。

さらに「保険契約の加入時にも建物の耐震性等についての審査が求められることになり、保険実務上の混乱を招く」との点も、そのような実質的観点を入れて解釈することは保険契約の解釈として困難であろう(契約者の個別合意すら約款に劣後することがある²³⁾)。まず客観的な条項解釈が先で、その義務に備えるため、どのような実務対応をするかは保険会社の自由に設計するところであり、引き受けておきながら、自らの義務を否定することは認めがたいであろう。今後の保険契約時におけるコスト増大の可能性を、既発生 of 契約解釈に政策的に持ち込みすぎるのは問題があらう。

もとより、保険料計算がなされていない²⁴⁾、との批判も本件個人責任総合補償特約に限れば理由のないところである。区分所有建物の所有管理等に起因する事故として考えるのは、土地工作物責任や失火責任ということになりそうだが、後述するように土地工作物責任では「瑕疵」は十分に計算が成り立ち得、失火責任にいたっても重過失

免責(本件特約3条(1)は故意免責しか入っていない)をすれば支払いは不要であり、計算に入れる必要がない。

そのほか、震源地からの遠近により支払の有無が異なりうる結論は、同一の「保険契約者間の公平を欠く」とも述べるが、震源地からの遠近で差異が生じるのは、責任保険の保険事故たる工作物責任の成否そのもの(震源地近くであれば、瑕疵〈※欠陥〉の存否または不可抗力免責の有無)の問題であり、不公平とはいえない。そして、因果関係要件を考えれば当然の結果でしかない。

以上に見たところから、本判決の判旨部分は妥当であるが、原審の判断を覆すことに注力するあまり、判示の中に言い過ぎの部分がいくつか見られ、構造として損害保険と責任保険の異同、本件保険事故たる土地工作物責任の特性を看過されているように思われる。

三 免責条項適用に係る因果関係

本件では、保険事故たる土地工作物責任の責任原因たる瑕疵(危険事情)と地震の競合がある。このような場合に免責条項の適用について、いかなる考慮が必要かについて検討する。

(1) 因果関係の意義

一般に、私法上の損害賠償責任に関する因果関係と、保険法上の保険責任に関する因果関係では目的が異なるといわれ、前者は生じた損害をだれにどの範囲で分担させるのが公平であるかという観点から評価²⁵⁾がなされ、後者は保険者が填補すべき損害の範囲を決定するものといわれる。

本件個人責任総合補償特約でも、「次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害」について免責となっており、各事由と損害との間の因果関係が必要である。実際、具体的事案における免責条項をめぐる争いは、因果関係に集中しており²⁶⁾、また学説上もさまざまな議論がある²⁷⁾。

(2) 学説

大きく近因説、相当因果関係説に区分される。

保険事故に対して複数の原因がありうる場合に、前者は一つの原因を見出し、後者は複数を法的にも原因と評価し、割合的な責任の途を認める点で大きく異なる²⁸⁾。

近因説は、時間的に最も近接する原因が法的判断として原因と評価することになる。ただ、時間の接着が最大の原因力を有することには異論が呈され、最有力条件となるものを原因と評価するといった主張がなされている²⁹⁾。

相当因果関係説は、事実的因果関係のうち、通常一般で起こりうる範囲（相当性）につき、法的に因果関係有とするものである。通説及び判例（大判 S2・5・31 民集 6・11・521）は相当因果関係説をとっているといわれる³⁰⁾。

(3) 原因競合の処理

相当因果関係説を前提に、原因競合ケースで類型化されている³¹⁾。一つの整理として、(ア) 前後継起的、(イ) 補完的、(ウ) 重複的關係の3つが挙げられている（以下は山下教授の整理³²⁾による）。(ア) 前後継起的因果関係は、複数の事実が相前後して生じた場合の因果関係、(イ) 補完的因果関係は複数の危険のうち、いずれか一つでは保険事故ないし損害が生じないが、協働・競合することによって生じるもの、(ウ) 重複的因果関係は、それぞれが保険事故ないし損害を生じさせるというものである。

また、それぞれ次の①～④の機序に分けて考えられる。

- ①非担保危険→担保危険→保険事故ないし損害
- ②担保危険→非担保危険→保険事故ないし損害
- ③免責危険→担保危険→保険事故ないし損害
- ④担保危険→免責危険→保険事故ないし損害

基本的にいずれも、①②は保険者の責任を認め、③④では保険商品設計上、一定事情の介在をもって責任を負わないことで、保険料計算を成立させている保険技術の側面から、いわゆる「免責危険優先の原則」が働き、保険者は免責される³³⁾と考えられている。

もっとも、(イ) 補完的因果関係及び(ウ) 重

複的因果関係では、③④のケースでも単純に免責危険の原則を適用するのではなく、割合的な責任を認める考え方も有力である³⁴⁾。

少なくとも、(イ) 補完的関係に立つ場合、両者の競合が結果に対して原因となっており、一方のみでは原因となり得ない以上、割合的な因果関係または寄与度を判断して、部分的な填補責任を認めうるように思われる。その場合でも免責危険の趣旨に応じて変わりうるとも考えられるが、本件地震免責のように自然力・外力による競合の場合、不正請求とかの虞もなく、端的に認めてよいだろう。

(ウ) に関しては、現実の機序として、いずれが結果に作用したか、という事実認定の問題に帰着することになるかと思われる。

(4) 小 括

本件の因果関係の類型はいずれか、機序はどうなっているかであるが、地震発生+建物の瑕疵→第三者への損害、という機序をたどり、担保危険たる土地工作物責任の発生が認められ、免責危険たる地震との補完的因果関係と考えることができる（上記(イ)×③に近いが、そのものでない点に本件の特殊性がある）。そこで割合的な責任を追及が考えうる事案であったように思われる。

四 土地工作物責任の判断構造

本件保険事故たる土地工作物責任を考えた場合、単純に保険契約での割合的処理以前に、法的責任自体の成立範囲についても検討が必要と思われる。すなわち、土地工作物責任の構造に鑑みると、一定規模の地震との関係では、まさに因果関係の断絶または割合的な認定を導きうるように思われるからである。

(1) 土地工作物責任³⁵⁾

民法 717 条は、土地工作物責任の要件として、①「土地の工作物」の、②「設置又は保存」に、③「瑕疵がある」こと、④「によって」、他人に⑤「損害を生じた」ことを定め、一次的に目的物の占有

者、二次的に所有者の責任を認める。

このうち①の工作物性は、本件温水器は土地に接着した区分所有建物と機能的に一体化しており、みとめることができる。また、②設置又は保存は目的物の性状・設備に原始的に不備があったのか、後発的に生じたかによる区別だが、実益はなく、いずれかと判断できればよい。本件では、他人への損害発生も疑う余地はない。

問題は、「瑕疵」と「因果関係」であるので、次に検討する。

(1) 瑕疵

物が通常有すべき安全性を欠くこと、と言われており性状に内在する危険性、設備全般の不備、対応の不足といった複数のものが含まれる。そのため客観的な安全性の欠如だけでなく、主観的な行為が不適切なために瑕疵を認める、過失責任的な判断をする考え方がある。

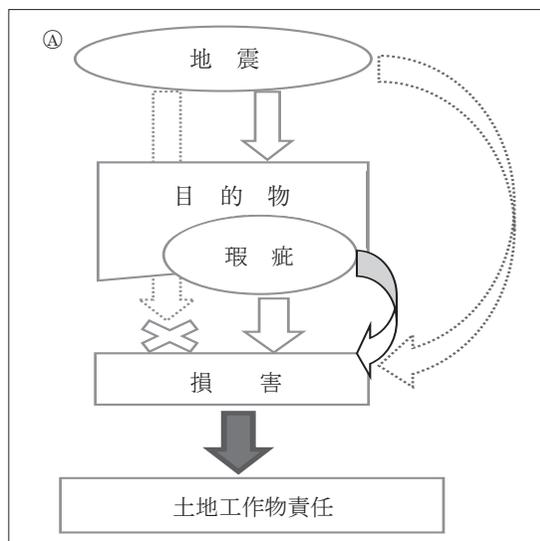
この点、所有者の二次的責任を考えた場合、過失責任主義的に考えることは困難を伴う。他方で、瑕疵を認識しながら適切な補修等を欠いたことは、民法717条及び709条を構成するものとして瑕疵または過失として捉えれば十分と思われる。

重要な点は、安全性の要求は通常のもので当たり（通常性）のであり、その時代の社会通念に従って通常要求されるもので十分であるという点である³⁶⁾。因果関係としては、瑕疵と損害の間に要求される。事実的な因果関係を前提に、両者の間に相当性または保護範囲に入ってくることが要求される。

(2) 地震との関係

地震等自然力との関係については、通常有すべき耐震性を有しているかどうかの問題となる。地震のみでは原因力を有しない場合は、相当因果関係を認められず、端的に瑕疵を起点とした責任判断をすればよい（図A）。瑕疵の存否と地震の原因力は表裏の関係にある。

他方で、地震との競合があつて初めて、損害が生じると考えられるときは、割合的な相当因果関

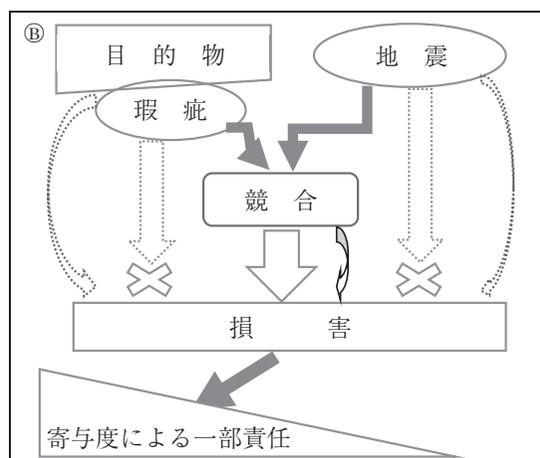


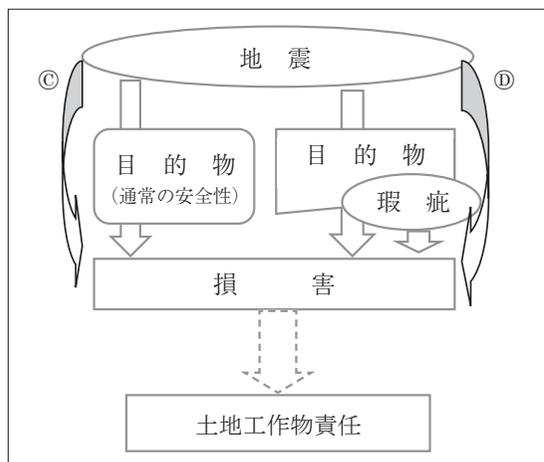
係ないし寄与度を反映して減責をなすことが認められる（図B）。

例えば、土石流に巻き込まれ川に転落した事故について、自然力との競合を認め割合的責任を認めた飛騨川バス事件第一審判決（名古屋地判S48・3・30判時700号3頁）などがある。

このように地震との原因競合がある場合、割合的な処理がなされる。この場合の考え方として、割合的因果関係論や寄与度減責等の議論があるが、因果関係論での説明は困難であり、公平の見地から寄与度による調整がなされるべきである。

最後に、地震が原因力で優勢であり、目的物に





瑕疵があろうがなかろうが、外部的原因により損害が発生すると認められる場合（図C）は不可抗力といえ、瑕疵とは認められず（図D）、責任は発生しない。

結局、土地工作物責任の責任原因たる「瑕疵」が介在した場合、地震との「相当因果関係」は充足されるのか。この点について考えた場合、地震免責条項の内容又は適用される余地は減殺されるのではないか、という疑問が生じるのである。

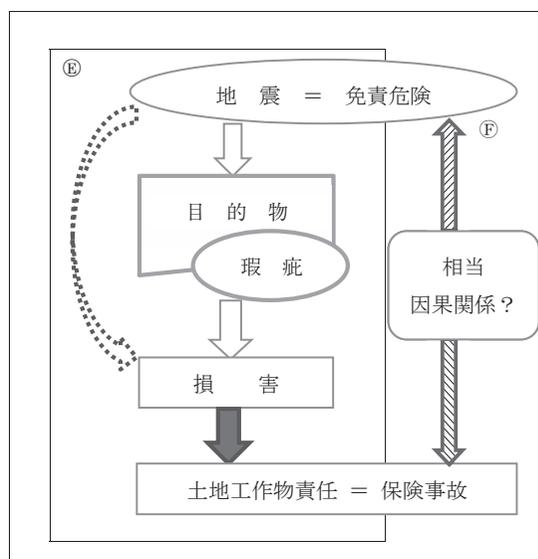
五 本判決の評価

地震免責条項における「地震」の意義を本判決のように解する点には異論がない。本件で考えるべきは2つの相当因果関係一ひとは、土地工作物責任についてのもの（図E）であり、他方は責任発生の場合についての免責条項を適用判断に係る（図F）—につき、異なる判断が必要かという点である。

すなわち本件において、地震の原因力を、一方で保険事故たる土地工作物責任の成否に係り、瑕疵の有無の判断の要素として評価し、他方で免責危険として填補責任の成否の要素として評価する必要があるか、ということである。

(1) 二重の評価は必要か？

結局、問題となるのは、土地工作物責任における因果関係の存否と、免責条項適用に係る因果関



係がどのような関係に立つか、であるが既に述べたように、前者に関しては、不法行為における公平な損害負担の見地から検討されるべきもので、後者に関しては保険で引き受ける領域がどこまでか、という見地からの判断とされるが、両者は本件で異なるのであろうか。

まず本件責任補償約款により填補される法律上の責任につき、土地工作物責任が含まれ、事実的因果関係の起点が何にせよ、瑕疵が介在することにより責任が認められることは明らかである。地震が介在する場合、地震の原因力が直接損害を発生させない、または、補完的に共働することで初めて責任が認められるのであり、一定規模の地震において保険者が填補責任を負うことは、契約の主内容であると考えられる。

それでは、免責条項適用に係る相当因果関係判断をどう考えるべきか、主たる債務内容を免責条項で免れさせるに足る実質的理由があるか、につき検討する。

既に確認したように、地震免責条項の合理性は、損害の巨大性にあると言えるのであるが、責任保険については損害保険とは違い物理的損害が即保険事故となるわけではなく、特に本件保険事故たる土地工作物責任は、その責任原因たる「瑕疵」が地震との強度と相関的に変動するものである。

したがって、あえて保険者をして填補責任を免れさせるため、別個の相当因果関係判断を行う必要性はなく、保険事故たる土地工作物責任の成否に係り、地震の原因力は評価され尽くされており、二重に評価される必要性はない。したがって、本件に関しては免責条項の適用の余地はないと解すべきであろう³⁷⁾。

少なくとも、免責条項適用に要求される因果関係に関する学説から考えても、免責危険たる地震と担保危険たる目的物の瑕疵が補完的關係であると評価しうる余地があり、割合的な填補責任が考慮されるに値すると思われる。

(2) 本判決における相当因果関係判断

本件では、当事者において地震の介在について争いが無いという事案である。しかし自白は、事実的因果関係において成立するにしても、法的判断である相当因果関係については独自に判断でき、他方で相当因果関係の自白にしても、権利自白としてやはり独自に判断をなしうる³⁸⁾。

本判決は、本件排水管の亀裂の一因として経年劣化があることを認めており、配管の経年劣化単独では損害を発生せしめなかったとして、工作物責任を認めなかった。しかし逆に、地震単独で損害発生があったとまでは認めておらず、地震と経年劣化との競合があったともとれる判示をしており、上記の通り工作物責任発生、免責条項の一部適用等の結論もありえた事案である点が看過されているように思われる。それ以外にも、他の部屋等で同じ事故が起きていないことから瑕疵の存在を推定することは、ありえたのではないだろうか。

結局、一定の地震動との現実損害との間で相当因果関係が否定される、又は、競合が認められる余地が十分にあるところ、特に検討していない部分は問題があると考えられる。

(3) 実務的意義

思うに、本判決は、類似の事件を念頭に置いて結論が出されたように見える。そのため、趣旨が明確であり実務的には判断が容易になったとして

歓迎されるとの評価がされる³⁹⁾。

確かに、地震免責条項の「地震」の解釈については、確かにそういえるように思われる。しかし、地震があっただけでは免責となるわけではなく、地震と損害との相当因果関係の有無が問題となるのであるから、紛争が消えてなくなるわけではない。また、東日本大震災後に余震が頻発している現状から、巨大地震の前後において、一体何をもって「地震による」ものなのかの判断が極めて困難であることを経験しており、あたかも地震に関連すれば一切支払責任を免れるかのように読むのはミスリーディングといえよう⁴⁰⁾。この点、保険実務に影響を与えないため、個別具体の揺れを考慮しないで免責を認めうるかのような判示は言い過ぎといえよう。

六 おわりに

本判決の判旨をもってしても、地震動による影響が潜在化したとき、いったい何をもって地震との「相当因果関係」をいうのかは、不明確である。卑近な例としては、現在筆者の賃借する居住マンションの窓など、震災当初は何も被害がなかったが、その後亀裂が入っている。その後の余震によるものか、夏に温度が高くなったことによるものか、一賃借人の判断が困難なことは明らかで、保険会社においてはいかがするのだろうか。実際、東日本大震災後、余震が頻発し⁴¹⁾、今後も継続する虞がある中で、一体何を担保しているのか、不明確といわざるを得ない。

結局、本件は土地工作物責任というやや例外的な判断に関する事件であり、敷衍するには適切な事例でなかった。とはいえ、構造物の基本的部分と付属物で、「瑕疵」の判断は異同があってもよく、結果として結論は異ならなかったかもしれない。だが、そうであっても本件保険約款における「地震」という文言を限定解釈しない場合でも、本件保険事故である賠償責任、特に通常予想されうる地震に耐え得ないこと、すなわち「瑕疵」を責任原因とする土地工作物責任については、まさしく地震「によって」(相当因果関係)の部分の否定

されるところ、特に意識せず結論を出している点で問題がある。

もちろん、当事者の示した「地震」という文言の限定解釈、是が非かという構図を受けての判断という色彩が強いところであるが、法的主張に属する相当因果関係の自認に裁判所は拘束される理由はないのであり、改めて地震—土地工作物責任—保険金請求との関係を精査すべきであったのではないか。その相当因果関係の判断をおろそかにした点で、本判決は批判されてしかるべきである。

【注】

- 1) 大谷孝一編「保険論〔第3版〕」(成文堂・2012年)253頁
- 2) 石田満「商法Ⅳ〔改訂版〕」、233頁、鈴木辰紀「責任保険の特殊性とその本質」『現代損害賠償法講座8損害と保険』(日本評論社・S48年)71頁
- 3) 火災保険では「危険普遍の原則」(旧商法640条)が採られ、火災の原因を問わずに損害填補がされる(大森忠夫「保険法」(有斐閣・S32年)205頁)ため、一定の損害について免責する理由が出てくる。
- 4) 傷害保険の約款でも置かれる(山下友信「保険法」(有斐閣・H17年)366・460頁)一方で、生命保険約款では置かれない。
- 5) 岩崎稜「地震損害と保険」『現代損害賠償法講座8損害と保険』所収(日本評論社・S48年)54頁、西島梅治「保険法第2版」(筑摩書房・S55年)289頁
- 6) 名川侃市「保険会社は保険金支払に付て絶対義務あり」法律新聞2179号4頁、花岡敏夫「地震約款の無効を論ず」法律新聞2169号1頁、同「再び地震約款の無効を論ず」法律新聞2183号3頁
- 7) 大判T15・6・12民集5巻495頁、大判S2・12・22法律新聞2824号9頁
- 8) 遠藤美光「地震約款の有効性」保険法判百26事件
- 9) 小林道生「震災と保険訴訟」損害保険研究64巻2号114頁
- 10) 岩崎前掲注(5)53頁
- 11) ホームオーナーズ保険普通約款第2章3条2項(2)、個人賠償責任総合補償特約3条(2)で、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」と定める(東京海上日動HP[2014年11月25日参照:http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/pdf/owners_yakkan.pdf#search=%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%BA%E4%BF%9D%E9%99%BA]より)。
- 12) 裁判長が著名な裁判官(加藤新太郎判事)であり、若干の注目を集めた(渡邊雅之「地震免責条項における『地震』の意義について判断を示した高裁判決」NBL976号8頁)。
- 13) 河上正二「約款規制の法理」(有斐閣・S63年)257頁以下
- 14) 藩阿憲「個人賠償責任保険約款の地震免責条項にいう『地震』の意義」ジュリ1454号99頁、渡邊前掲注(11)
- 15) 谷口知平「新版注釈民法(13)」(有斐閣・H18年)73頁
- 16) 神戸地判H11・4・28判決判時1706・130、函館地判H12・3・30判決判時1720・33
- 17) 渡邊前掲注(12)
- 18) 土岐孝宏「地震免責条項の解釈」法セミ692号129頁
- 19) 藩前掲注(14)は、問題を指摘する。
- 20) 藩前掲注(14)
- 21) 岩崎前掲注(5)59頁は「多くの立法例や約款が地震を戦争などの社会的変乱と一括して免責事由に掲げている点から考えさせられるように、耐震建築物が増大している今日においては、地震リスクの自然的災害性よりも地震による公共施設・社会資本の破壊・麻痺がもたらす社会混乱性を地震損害免責根拠としてもっと重視すべき」と述べる。
- 22) 神戸地判H10・6・26判タ992・217、その控訴審である大阪高判H11・11・10判タ1038・246
- 23) 山本豊「約款と異なる個別合意の成立の可否」保険法判百4事件
- 24) 土岐前掲注(18)が強調する。
- 25) 因果関係を賠償範囲として捉える考え方を前提とする。石田満「保険判例の研究Ⅰ」(文真堂・H7年)134頁
- 26) 山下前掲注(4)366頁
- 27) 山下前掲注(4)382頁
- 28) 田辺康平「新版 現代保険法」(文真堂・H7年)122頁、山下前掲注(4)383頁
- 29) 田辺前掲注(28)122頁
- 30) 山下前掲注(4)366頁
- 31) 田辺前掲注(28)は、「担保事故を原因として…免責事由のある事故が発生した場合にも、両者が補完的に協力して、それ以後の損害を生ぜしめたときには、免責事由のある事故の発生が損害発生に協力した割合において、それ以後生じた損害を分担的に免責させ」、また「担保事故と免責事由のある事故とが同時に発生した場合にも、両者が補完的に協力して損害を生ぜしめたときには、免責事由のある事故の発生が損害発生に協力した割合において分担的に免責を生ぜしめる」(117頁)とする。
- 32) 以下は、山下前掲注(4)384頁以下の記述による。
- 33) 田辺前掲注(28)117頁
- 34) 交通傷害事故と疾病の場合であるが、遠山聡「交通事故における『急激』性」交通法研究38号37頁
- 35) 四宮和夫「不法行為」(青林書院・S62年)737頁
- 36) 四宮前注。地震との関係で、責任は否定はしたが、その趣旨を述べるものとして仙台地判S56・5・8判時1007・30がある。
- 37) 神戸地判H10・6・26判タ992・217、その控訴審であ

る大阪高判 H11・11・10 判タ 1038・246

- 38) 権利自白について制限的否定説が有力とされていること(小島武司「民事訴訟法」(有斐閣・H5年)454頁)からすれば、法律上の主張に裁判所が確定的に拘束される必要はない。また、本件では第1審で認められたZの土地工作物責任(確定)を前提に主張がされており、Yらの「地震の揺れがきっかけとなって亀裂が生じたこと」について争いが無いことにより、事実的因果関係についての自白が成立するとしても、それを前提に法的評価としての相当因果関係判断がなされるべきである。
- 39) 渡邊前掲注(12)
- 40) たとえば家財損害保険につき考えた場合でも、有感地震でも何か動いていればおそらくは気づかない程度の震度1・2の地震が起きた際に、偶々家財を落とした、ぶつけてしまうなどして毀損させたしまった事例で、保険者は免責を主張するだろうか。主張したとしても、また「地震」を文理解釈で、一切限定しないとの判断を前提としても、因果関係の判断で否定されるだろう。
- 41) 東北地方太平洋沖地震の余震域では、本震発生から1年の間にM4.0以上の地震が5,000回以上、震度1以上を観測する地震が8,000回近く発生したが、その後の約1年間にはM4.0以上の地震が780回程度、震度1以上を観測する地震が1,600回程度と減ってきている(気象庁「『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震』について～約2年間の地震活動～」(平成25年3月8日付))とされ、また震度5弱以上を観測した地震は65回(2014年1月6日現在)に及ぶ(http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/index.html 参照)。